

# 国保連合会だより



NO. 29-3  
 平成29年 7月18日  
 静岡県国民健康保険団体連合会  
 〒420-8558  
 静岡市葵区春日2丁目4番34号  
 TEL (054) 253-5581  
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>

## ◎高額療養費の算定基準額の見直し

平成29年8月から、高額療養費の制度改正が実施されます。  
 70歳以上の方の高額療養費の算定基準額は次のとおりとなります。

### ア 現役並み所得者

外来療養に係る算定基準額について、現行の44,400円から57,600円に引き上げる。

### イ 一般所得者

外来療養に係る算定基準額について、現行の12,000円から14,000円に引き上げるとともに、新たに、自己負担額の年間(前年8月1日から7月31日までの間)の合計額に対して144,000円の算定基準額を設ける。

入院療養に係る算定基準額について、現行の44,400円から57,600円に引き上げるとともに新たに、多数回該当44,400円の算定基準額を設ける。

現行(70歳以上)			平成29年8月～30年7月		
区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)	区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
現役並み (年収370万円以上) 健保 標報28万円以上 国保・後期 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円+(医療費 -267,000円)×1% <44,400円>	現役並み (年収370万円以上) 健保 標報28万円以上 国保・後期 課税所得145万円以上	57,600円	80,100円+(医療費 -267,000円)×1% <44,400円>
一般 (年収156万～370万) 健保 標報26万円以上 国保・後期 課税所得145万円未満 ※2	12,000円	44,400円	一般 (年収156万～370万) 健保 標報26万円以上 国保・後期 課税所得145万円未満 ※2	14,000円 (年間14.4万 円上限)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円	住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円	住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

※1 同じ世帯で同じ保険者に属する者 ※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む

## ◎ 8月の診療(調剤)報酬明細書等の提出についてお願い

診療(調剤)報酬明細書等の提出期限は毎月10日となっており、各保険医療機関等への照会事象が生じた場合には11日以降に電話照会等させていただいているところです。

本年8月については、11日(金)の祝日から多くの保険医療機関等が休診等に入ることが予想され、本会からの照会の際に連絡がとれないことから明細書等が決定できず、支払に支障を期たすことが想定されます。

提出期限内の提出をあらためてお願いするとともに、請求内容について、今一度御確認の上提出いただきますようお願いいたします。